

<空き家バンクへの登録について>

売却や賃貸を希望される空き家の情報を空き家バンクに登録し、情報発信します。

○ 登録ができる方

空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売却、交換又は賃貸を行うことができる方。ただし、所有者等が宅地建物取引業者である場合は登録できません。

※ 空き家の所有者等であることがわかる書類（住宅の登記簿謄本等）をご提示ください。

○ 登録できる空き家

- ・ 加古川市内にある現在居住又は利用をしていない住宅（近く居住又は利用をしなくなる予定のものを含む。）及びその敷地。ただし、区分建物、長屋住宅は除きます。
- ・ 建築基準法及び都市計画法に違反していないもの
- ・ 専属専任媒介契約、専任媒介契約及び一般媒介契約のいずれの契約も締結していないもの（ただし、市街化調整区域については、宅地建物取引業協会の協力事業者との契約に限り、契約を締結していても登録可能です。）

※ 詳しくは住宅政策課へお問い合わせください。

○ 空き家バンク登録の流れ

- ① 空き家等所有者等が、加古川市住宅政策課へ「空き家バンク登録申込書、誓約書」「空き家バンク登録カード」「空き家の所有者等であることがわかる書類（住宅の登記簿謄本等）」を提出してください。

↓

- ② 市は申し込み内容を確認し、登録要件を満たしている場合、空き家バンクに登録します。
※市ホームページに公開するのは下記媒介契約後となります。

↓

- ③ 空き家バンク登録後、申込者に「Ⅰ登録完了通知書」、「Ⅱ空き家バンク連携・協力事業者一覧」、「Ⅲ空き家バンク登録カード（申請者提出分写し）」、「Ⅳ空き家バンク登録カード（白紙）」、「Ⅴ媒介事業者報告書（媒介事業者あり）」、「Ⅵ媒介事業者報告書（媒介事業者なし）」、「Ⅶ空き家バンク登録物件情報」の各書類を送付します。申込者は書類Ⅱから媒介事業者を選び、書類Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅶを持参の上、売却や賃貸に向けた具体的な相談や物件調査等を媒介事業者に依頼し、媒介契約を結んでいただきます。

↓

- ④ 申込者は媒介事業者の物件調査等により作成された書類Ⅳを市に提出し、併せて書類Ⅴにより媒介事業者を報告してください。

↓

- ⑤ 空き家バンクに登録した空き家情報の詳細を、市ホームページ及び全国版空き家バンク等で情報発信します。

※ 媒介事業者と契約しない場合は、書類Ⅵにより媒介契約をしないことと、問い合わせに対する連絡先を報告してください。媒介事業者による物件調査等が行われなため、現在ある情報のみでホームページに掲載いたします。

○ 個人情報の取り扱いについて

登録された空き家情報については、必要事項について公開することとし、個人情報については、加古川市個人情報保護条例の規定に基づき、利用希望者への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しません。